

<p>一〇、會議の題本 <small>(自午台三時三〇分 至午台五時三〇分)</small></p>	<p>議 長 出席議員一八名であります。</p>	<p>本日をもって招集された第七回臨時議會を開會致します。</p>	<p><small>(午台三時三〇分)</small></p>	<p>日権の次に會期及び會議録署名議員等の送任をしたいと思います。</p>	<p>お諮り致します。本臨時會の會期を何日間にしたら良かが御意</p>	<p>見を求めます。</p>	<p>一七、番 會期を本日一日としたい</p>	<p>議 長 御異議ありませんか。</p>	<p>全 員 異議なしと唱う</p>	<p>議 長 昨日御異議がございようでありますので、會期を一日間と決定します。</p>	<p>會議録署名議員の決定方法についてお諮り致します。</p>	<p>會議録署名議員日議長指名で良のでせうか。</p>	<p>全 員 異議なしと唱う</p>	<p>議 長 御異議がございようでありますので、會議録署名議員の決定は議</p>	<p>長指名と致します。</p>	<p>一 番 伊 佐 真 一</p>	<p>二 番 安次富 盛 信</p>	<p>一七、番 安次富 盛 信</p>	<p>二人を指名致します。</p>	<p>議 長 二名より本日の會議を開きます。</p>	<p>日程第一議案第九号 宜野灣村上水道事業費起債について</p>	<p>と上提致します。</p>
-------------------------------------------------------------	--------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	----------------	-------------------------	-----------------------	--------------------	---------------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	--------------------	------------------------------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------------	-------------------	----------------------------	-----------------------------------	-----------------

宜野灣村役所

議	長	書記として朗読せしめます。
助	役	提案者の説明を求めます。
		村長又は急用のため、議會に出席できないうで、私が説明致します。本日急務な事件として、本會議も招集しよした所、御承認の件誠に感謝しております。
		本業二件も前に議決にたり、認可起債等の手續も進め居が、四九号では六月十日議決に於ておき、一五万以内と成つておりますので、十月の認可の場合、以内だから、別に支障はないものと思つて議會へ手續をこす。認可の申請をヤレと云う政府は一五万余ドルの事業内容を検討し、可ければ、その事業変更がなれば、議決換之し、可ければ、その事で、本日提案した。
議	長	御質疑願います。
一五	番	借入先の名稱ですが、すでに公社に於ておき、如何。
助	役	今まで疏銀の方でやつておき、一月のうちに公社に移すことは、はっきりしておき、内容においては、別に変わりはない。
		エースカーで水道公社も、宜野湾村の分は出来、だけ進めてもらいた、いこの事であらうので。
三	番	借入の時季で都合により、全部又は一部を翌年度に借入すると、なつておき、そのようは、事業もあつたか。
助	役	資金運営において、大正年度では、その年、大正年度、大正年度と、やつて行くつもりであつたが、融通性をもちたて、あつた下。

二	番	借入先と協定すると言っており、五月までに給水出来るかどうか、その 莫とお訪ねする。
初	役	琉銀でも年内に処理し、自分等の方で進めておる。
二	番	今の希望であるが、来年六月までに確実な、琉銀と公社に移る が、利率については、変更をしようか。
初	役	利率については、おかれては。
八	番	以内が莫然としておると言う理由で、九万五千以内とわけておるが、
一七	番	質疑を打ち切り、討論を省略して採決したいとの動議を提出する
一八	番	質疑と唱う
議	長	質疑を打ち切り、討論を省略する事に御異議ありませんか。
全	員	異議なしと唱う
議	長	では御異議がらひようでありますので、議案第四九号宜野灣村 と水道事業費起債について、原案質疑を打ち切り、討論を省略し採決 する事に致します。
議	長	議案第四九号宜野灣村と水道事業費起債に、全會一致で原案 通り可決を遂げたと思っておりますが、御異議ありませんか。
全	員	異議なしと唱う
議	長	では御異議がらひようでありますので、議案第四九号宜野灣 村と水道事業費起債については、原案通り可決を遂致します。
議	長	日程上、議案第五〇号宜野灣村と水道事業費を継続費とする 二に、ついでに上提致します。
議	長	書記として朗読させていただきます。

宜野灣村役所

議	長	提案者の説明を求めます。
助	役	本議案も四九号議案と関連して、不都合の点があるとのことで、議決後とらなければ出来ないので、提議した。
議	長	御質疑を願います。
一	番	政府の補助とは関係が。
助	役	関連してありません。
八	番	寄附金補助金がある場合は議決変更の必要があるが、総額予算の関連で。
助	役	総額 建設費の内工事費の件にらつており、議決変更の必要はない。
一五	番	金額起債とらつておろが、工事費の何割とかが。
助	役	建設費として支店の検討では別にかはらうと思ふ。
一七	番	以内を以てやらずに、議決処分等の方法では出来なかつた。
助	役	事業計画の裏付であり、専決処分については、やつていけるので、はらひのであつたが、議會の成立しなるとき、議決専決処分場合は見方の問題もあつた。
一五	番	米道事業は六月で、一日も早くとの要望であつたが、外に村予算も組んであつたが、現在の程度進めようが、外に村予算も組んであつた三十日までに琉銀には起債の諸々の調査は終り、行政課の起債認可が必要になり、認可がなければ琉銀として困難とのことで、議決の変更をせしめた。
		シヤウとしては、資料の單價調査を進めておる。

宜野湾村役所

議	長	暫時休憩致します(午後三時十五分)
議	長	會議を再開致します(午後三時四十分)
一七	番	議案同様事業計画変更に伴い、ニホで質疑を打ち切り、討論を省略して採決してわうりたひ。
議	長	質疑を打ち切り、討論を省略して採決してわうりたひの御意見
議	長	御異議ありませんか、
全	員	異議なしと唱う
議	長	御異議がらうようでありますので、質疑を打ち切り、討論を省略して採決するに致します
議	長	議案第五号宜野湾村上水道事業費を継続費にすることを、御
議	長	議案第五号宜野湾村上水道事業費を継続費にすることを、御
全	員	異議ありませんか、
全	員	異議なしと唱う
議	長	では御異議がらうようでありますので、議案第五号宜
議	長	野湾村上水道事業費を継続費にすることを、原案通り可決
議	長	決定致します
八	番	望水道関係の審議過程を見たと、相当の回数であり、ばげかひ
議	長	とにてある。当局側のスミ、議會側のスミもあり、又事業が難か
議	長	しく、事業の見通しをつけては分ったこと、どう言うもうて継続費
議	長	をすべきか、今後当局としては、そう言うスミがばりよう研究して
議	長	らにたのしむて要望致します
三	番	動議を提出致します

宜野湾村役所

議	西原の大形工場の設置について、村としては農協給會、糖業懇談會を通じて農協本化をしておりますが、村議會としてもこれを確認して、
	中村振興會の中に大名の委員がおりますが、本村の議長も含んで、
	農協議長も含め、町村長、議長四名が政府に行つて株式一本生話と向き、これでは困るので、村としても意志表示をしてもらいたい。
議	長 大名の中四名が行つたことは、事度無根である。中部在論としては本化で、どこにどの事は言つてほしい。組合長も事度無根で大名であり、
	暫時休致します(午後三時四九分)
	會議を再開致します(午後三時五二分)
	唯今三番より勸議が提出されておりますが、
議	長 唯今の三番より勸議は所定の賛成者がありませんので、成してはおりません。日程追加をして、よろかお諮り致します。
全	員 賛成と唱う。
全	員 賛成と唱う。
全	員 賛成と唱う。
議	長 日程第三、次議第三号、農協連第三工場の分業化拡大一本化について、決議を議題と致します。
議	長 提案者の理由を説明願います。

三	番	提案の理由を説明しければならぬのは株式会社と農運とは 組織上二本化はできない。村の糖作者は農運であれど出資出来るが、株式会社の場合は農 運の出資金は押戻さねばならぬ。株式会社の場合は農 株式會社は一本化の場合には農運を否定してやる。 村の糖業懇談會 正長會 青年會等でも農運を二本化では ければ出来ない。村議會に於ては本日決議をやるが、昨日の 新聞の場合農運が壊れたらどうであるか。中野七郎君は 七分七、西原の各部落に行つた場合、村長議長組合長、 ^法 政治生命の保持につけてやつておる。 市場致で決議してもらうよう願つて説明を終わります。
議	長	暫時休憩致します(午後四時五分)
議	長	會議を再開致します(午後四時三十分)
議	長	御意見を求めます。
議	長	提案につき決議するに替成、基本的には農民の立場より考 えらう。政治的問題は別として考へて行くべきである。
議	長	西原の場合色々の話を聞かされたが、基本的に全農民の力を 全部農運に集結するものである。
議	長	農運の場合、悪い所はほつせよが、資本家の場合には悪い所 があつてもほつせらうで、村議會としては農運への一本化の意 志決定をすべきである。我々議員は農民とも関連して、
議	長	代表者四名は昨日政府に行つておるうで、その翌日の今日決

宜野湾村役所

議するに付大いに反駁する事と思ひますので、決議する事に賛成致します。

議 長 決議する事に御要議ありません

全 員 要議なしと唱う

議 長 御要議がございようでありますので、全会一致で決議第一、口外農連第一工場の場合、分室化拡大一本化につけても決議する事に決定致します。

本日の日程は全部終了致しました。長時間に渡り慎重に御審議を致しまして誠にありかとうございました。これをもちまして第七回宜野湾村臨時会を閉會致します。散會(午後五時四十分)

右の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であるに付、証すためここに署名する。

一九五九年十二月十八日

宜野湾村議会議長 柳 幸平 貞

議事録署名人 安久島 盛彦

議事録署名人 何 佐 真 一

宜野湾村役所